

様式8

ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

「えるぼし認定」を取得している。 【該当・該当しない】

「プラチナえるぼし認定」を取得している。 【該当・該当しない】

「一般事業主行動計画」を策定・届出している。 【該当・該当しない】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

「くるみん認定」を取得している。 【該当・該当しない】

「プラチナくるみん認定」を取得している。 【該当・該当しない】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

「ユースエール認定」を取得している。 【該当・該当しない】

注1. 1～3について、該当又は該当しないものに○を付けること。

注2. 該当を選択した場合、それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し、一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

注3. 一般事業主行動計画については、当該計画（計画期間が満了していないものに限る）の策定・変更届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下であること。